

○農林水産省告示第二千三百三十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十四年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第二百十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第 百二十条の十二第 一項第一号の農林	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲

		水産大臣が定める 区分	
二類		一類	
宮崎県の区域	大分県の区域	埼玉県の区域	茨城県の区域
二五四、〇八〇円 二二八、六七〇円 二〇三、二六〇円	一二五、八二〇円 一〇七、八四〇円 一七九、七四〇円 一六一、七七〇円 一四三、七九〇円	一五〇、六八〇円 一二九、一六〇円 二一五、二六〇円 一九三、七三〇円 一七二、二一〇円	一一三、七三〇円 九七、四八〇円 一六二、四七〇円 一四六、二二〇円 一二九、九八〇円
			北海道及び東京都の区域
			北海道及び東京都の区域
			九三〇円 一九、六五〇円 一一一、〇五〇円 九九、九五〇円 八八、八四〇円 七七、七四〇円 六六、六三〇円
			三二、七五〇円 二九、四八〇円 二六、二〇〇円 二二、

一七七、八六〇円 一五二、四五〇円